

平成 31 年 2 月 1 日

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について（平成 30 年 10 月～12 月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成 30 年 10 月から 12 月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している 78 事業者による 83 商品の表示について、健康増進法第 31 条第 1 項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課 食品表示対策室
担当者：川島、神力
電 話：03-3507-8800（代表）
内 線：2612、2621

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成30年10月から12月まで
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、検索キーワードによる無作為検索の上、検索された商品のサイトを目視により確認。

- (3) 検索キーワード：以下のとおり。

| 監視期間 | 主な検索キーワード |
|-----------------|---|
| 平成30年10月から12月まで | <ul style="list-style-type: none"> ・「動脈硬化」、「風邪」、「インフルエンザ」等の疾病の治療又は予防を目的とする効果があるかのような表現 ・「肝機能」、「冷え性」、「二日酔い」等の身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現 ・「ダイエット」、「乾燥肌」等の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変える効果があるかのような表現 <p style="text-align: right;">等</p> |

2. 監視結果及び改善要請

監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している78事業者による83商品について、健康増進法第31条第1項の規定に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善を要請した。

また、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、同要請を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を要請した。

3. 直近のインターネット監視結果

| 監視期間 | 改善要請件数 | | 改善件数 | |
|-------------|--------|-----|------|-----|
| | 事業者数 | 商品数 | 事業者数 | 商品数 |
| 平成29年度 | 381 | 425 | 381 | 425 |
| 平成30年4～6月 | 105 | 119 | 105 | 119 |
| 平成30年7～9月 | 60 | 64 | 60 | 64 |
| 平成30年10～12月 | 78 | 83 | — | — |

4. 参照条文

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

（勧告等）

第三十二条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4（略）

（注）健康増進法第 31 条第 1 項の「何人」の解釈については、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日全部改定）第 3 の 3 の（2）及び（3）を参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf

<参考>

平成30年10月から12月までの期間に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

| 商品区分 | 表示されていた健康保持増進効果等 |
|---|---|
| 生鮮食品 （農産物） 【1商品】 | ・がんの予防に効果を有すること等を標ぼうする表示 |
| 加工食品 （農産加工品、畜産加工品、水産加工品等） 【21商品】 | ・動脈硬化・生活習慣病・喉の炎症・風邪の予防、便秘解消に効果を有すること等を標ぼうする表示 |
| 飲料等 （茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類） 【16商品】 | ・疲労回復、眼精疲労・冷え性・乾燥肌の緩和、アレルギー・花粉症の予防に効果を有すること等を標ぼうする表示 |
| いわゆる健康食品 （カプセル、錠剤、顆粒状等） 【45商品】 | ・免疫力・肝機能の向上、成人病・生活習慣病・高血圧・花粉症・二日酔い・風邪・インフルエンザの予防に効果を有すること等を標ぼうする表示 ・女性ホルモンの活性化に働きかけ、美白美肌、エイジングケア、ダイエット、冷え性に効果を有すること等を標ぼうする表示 |